令和6年度生 看護学科

実習指導要綱

静岡市立清水看護専門学校

看護学科 基本 理念

< 教 育 理 念 >

静岡市立看護専門学校の果たす役割は、人々が住み慣れた地域で、健康で安心・安全な暮らしが送れるように生活と保健・医療・福祉をつなぎ地域を支える取り組みに貢献する看護職の養成です。

静岡市立清水看護専門学校では、地域に貢献できる人材として、どのような健康状態であっても自分らしく生活を送りたいという人々のねがいの実現に向けて、その役割を果たせる看護実践者を、社会に送りだしたいと考えています。

< 教育目的 >

命を尊重し、高い倫理観を基盤に、専門的知識と確かな技術を身につけ、変化する 状況の中で、対象のねがう生活に向けて看護を創造していける人材を育成する。

< ディプロマポリシー >

『気づく力』: 看護師として成長する力

- ・社会が求める看護師への期待や役割に関心を寄せる。
- ・看護師になる人として自己の成長を表現している。
- ・自己の体験に基づいて看護を探求している。

『考える力』:情報と知識を結び根拠に基づく看護を計画できる力

- ・対象のねがいに寄り添い、目標・手段を設定している。
- ・その時その場の状況や状態を判断し予測している。

『行動する力』: 看護の目標の実現に向けて責任をもって取り組む力

- ・看護を実施するために他者に論理的に説明し協力を得ている。
- ・実施した看護が対象のねがう生活につながっていたのか検証している。

看護学科 学年別到達目標と評価規準(望ましい姿)

気づく力:看護師として成長する力

- ・ 社会が求める看護師への期待や役割に関心を寄せる。
- ・ 看護師になる人として自己の成長を表現している。
- · 自己の体験に基づいて看護を探求している。

	3年	2年	1年
到達目標	看護師として自己を成長	看護であるかないかを見	成長する自分に気づく。
	させる。	つめる。	
評価規準 自分の将来をえがきなが		看護の体験と知識の関連	生活の中の体験を通し、
	ら自分の経験を継続的に	付けを自ら繰り返し行っ	自分自身や他者とのかか
	発展させるよう看護を探	ている。	わりの中で生じる感情・
	求している。		思考を主観的・客観的に
			みつめ表現している。

考える力:情報と知識を結び根拠に基づく看護を計画できる力

- ・ 対象のねがいに寄り添い、目標・手段を設定している。
- ・ その時その場の状況や状態を判断し予測している。

	3年	2年	1年
到達目標	看護を行うために知識を組	看護になるための視点を	みた・きいたことを知識
	み立てて意思表示できる	探求する。	と結び付けている。
	力。		
評価規準	より良い看護に向けて、知	根拠を活かしながら、知	気づきを知識にするため
	識を活用し、行動に向けて	識を整理している。	の根拠を自ら考え、目標
	常に考え続け、他者と協働		を設定している。
	できるように調整してい		
	る。		

行動する力:看護の目標の実現に向けて責任をもって取り組む力

- ・ 看護を実施するために他者に論理的に説明し協力を得ている。
- ・ 実施した看護が対象のねがう生活につながっていたのか検証している。

	3年	2年	1年
到達目標	目標を設定し実現に向けて	周囲に働きかけながら取	意志を持って取り組む。
	責任をもって取り組む。	り組む。	
評価規準	目標の実現に向けて、他者	他者との関係の中で、自	自分の考えをもち、目標
	との協働のもと主体的に実	分の役割を意識し、自ら	に向けて誠実に取り組ん
	践している。	行動をおこしている。	でいる。

はじめに

I 臨地実習の特性

臨地実習(以下実習とする)は講義・演習で得た科学的知識・技術を臨地における対象に実践し、既習の理論・知識・技術を統合・深化させ、看護への社会のニーズを理解しながら自己の看護観を築く授業である。人間を対象に、複雑な人間関係と多様な場所や時間において展開され、看護の専門性が問われる授業である。講義とは違い実習には多様な指導者が存在しており、学生はそれらの人々との関係を形成しながら、目標達成に向けて学習者から援助者そして援助者から学習者への立場の変換を繰り返す。

学生は、自分の未熟さを受け入れ自分とは何かを発見していくと同時に、変化する看護の対象を理解しながら生活に深く関わる援助を行う。つまり、学生にとっては、2つの課題を同時に達成することを求められる、避けることができない困難を伴う授業である。さらに、対象の病態の複雑さや変化、受け入れ状況、指導者の関わりなど、学生の学びに影響する要因は学生以外に多くある。よって質の高い実習指導は、学生の高い学習成果につながる。

Ⅱ 実習指導者の役割

実習は3年間の履修時間の3分の1、1035時間を占めている。実習指導者は、実習の特性を理解し、学生が実習目的・目標を達成できるように支援していく。そのために看護教員と臨床指導者は実習の目的・目標と学生個々の状況を理解し、学生が主体的に目標達成していけるよう、連携して実習環境を整え、指導する。その指導は、学生が安心して対象に向かい合い、看護のやりがいを感じられる体験ができるような関わりでありたい。そして、学生自身が考えて行動する過程を応援し、失敗体験も学びに変える関わりを通して、困難に対応していく力を育てたい。

実習評価は、学生の実習目的・目標における学習成果の評価であり、指導者が展開した実習 指導の評価という2つの側面がある。教員と指導者・スタッフとの協働で学生を育てていくた め、学生の対象理解や看護実践・評価について指導者にも評価を依頼している。評価する時期 は、実習前(診断的評価)、実習中(形成評価)、実習後(総括評価)である。診断的評価は、 教員が学生状況を把握し、限られた実習期間に実習目的・目標達成できるような指導方略を考 え、指導者と事前に共有するものである。

形成評価は、評価基準に照らして目標到達状況とともにフィードバックするものである。教員は学生に中間評価を促し、学生の認識を確認する。個々の学生の目標と指導方法を考え、指導者と共有しながら実践していく。指導者は、学生と関わり直接あるいはスタッフから情報を得て、教員と共有する。総括評価は、目標達成度を評価基準に照らして学習成果の評価を行い、判定するものである。ここでは、形成評価でみえてきた指導を実践し、学生にどのような変化が生まれたのかに注目する。他の学生との比較ではなく、絶対評価である。学生個々に対する適切な評価は、その学生がより高い価値を求めて歩み出すエネルギー源になる。教員と指導者の評価を、教員は学生の反応を確認しながら伝える。教員と指導者は実践した指導の評価を共有し、次に活かす。

1 看護教員の役割

- ①実習全体の計画の立案
- ②実習施設との連絡調整による教育環境の整備
- ③受けもち患者の選定依頼
- ④学生に対する実習に向けた学内オリエンテーション

実習目的・目標の共有、学生の取組支援、患者の権利の尊重、健康管理、安全対策

⑤学習(知識、技術到達度)の状況確認

⑥実習に向けた学習準備支援

目標·行動計画、対象理解、看護になるための実践、実践の評価の支援 看護技術到達状況に応じた技術習得支援

- ⑦カンファレンス、ミーティング、意見交換会の参加
- ⑧実習の評価
- 2 臨床指導者の役割
 - ①学校側との協議(実習目的、目標、内容、実習方法、実習生数の確認)
 - ②実習環境の整備(指導体制、カンファレンス室の準備など)
 - ③受けもち患者の選定

実習目標や、学生個人の技術習得状況に合わせた患者選定を考慮

- ④実習施設別のオリエンテーション
- ⑤学習の支援(目標・行動計画、患者の情報提供、看護になるための実援、実践の評価の支援)
- ⑥看護技術習得に向けた支援 (実習場所に特徴的な看護技術等の実施また見学の調整)
- ⑦多職種との連絡調整
- ⑧カンファレンス、ミーティング、意見交換会の参加
- ⑨実習評価

Ⅲ 実習方法

- 1 実習開始から終了までの方法
- 1) 実習時間 45分を1時間に換算する。(休憩は60分とする)
- 2) 実習場所のオリエンテーション

実習初日に各実習病棟において、看護師長及び臨床指導者が説明する。

内 容· 病棟概要 (病床数 疾患 入院患者 病室等)

- 病棟スタッフの紹介(医師 看護職員)
- 病棟の看護方針 看護体制
- 病棟構造
- ・ 病棟の運営(安静時間 面会 付き添い 外泊)
- ・ 個人情報保護、安全対策について
- ・ 薬品、医療器具の取り扱い、管理について(物品の場所など)
- ・ 他部門への連絡方法について
- ・ 看護手順、記録類について
- ・ 災害や事故発生時の報告と対応について (医療事故、針刺し事故等)
- ・ 特徴的な看護技術について
- 3) 受けもち患者の選定

時期:受けもち患者は実習前に臨床指導者と看護教員で調整する。

(基礎看護学実習Ⅱから受けもつ)

人 数:1名を原則とする。(統合実習では、2名)

患者の状況:発達段階(小児期 青年期 壮年期 老年期)

疾患・健康障害 (急性期 慢性期 回復期 臨死期)

実習目標を考慮して選定する。

同意書:患者選定にあたっては、患者の権利を保障したうえで進めることが大事である。 まず、患者・家族に対して事前に説明を行い、協力の同意が得られた患者を受けも ち患者とする。病棟師長または臨床指導者、看護教員が患者または家族に説明し、 同意を得られた方に署名をいただく。口頭のみの同意の場合は、看護師記録に残す。 書類の保管は、実習施設の管理方法に準ずる。

- 4) カンファレンス・ミーティング:カンファレンス・ミーティングの手引きを参照
 - 目 的:既習の知識と臨床での体験を統合し、看護能力を身につける。また、より良いチームワークを作る場とする。
 - 方法:司会·書記は学生が行い、運営する。テーマは事前に看護教員と確認する。テーマ に沿った資料は事前に準備し、メンバーと担当教員、臨床指導者に配布する。 看護教員・臨床指導者は、学生の思考が深まり看護実践につながるよう助言する。
- 5) 電子テキストの取り扱いについて
 - (1) 実習場へ電子テキストを持ち込むときは、以下の7点の約束を厳守する。
 - ①無線LANは診療業務用無線LANと干渉するおそれがあるので病院の中で接続をしません。
 - ②実習先の施設内・人・ものに関する音声・画像・データーを電子媒体へ取り込みをしません。
 - ③充電を施設内でしません。
 - ④使用する場所は、カンファレンス室、学生控室、ナースステーション等とします。
 - ⑤記憶媒体(USBなど)は、施設内のパソコンに使用しません。
 - ⑥破損時危険物が飛び散らないよう、画面の保護フィルムやカバーを装着します。
 - ⑦パソコン等は、各病棟の指定された場所に置くようにします。
 - (2) 別紙の誓約書に署名し、実習の開始日に実習場所の所属長へ提出する。

2 実習記録について

日々の記録は担当看護師または教員に提出される。実習指導者は学生が学びを深化・発展させ、翌日の看護に活かす助言をする。学生が理解した助言内容を記述するので、内容が適切か確認し、必要時助言する。実習終了後、指定された期日に学生から最終的な実習記録の提出がある。看護教員が評価した後、臨床指導者と連絡調整し、臨床指導者に実習記録を提出する。記録は、実習評価の手掛かりの1つとし、レポートに臨床指導者・教員は助言をする。提出された記録の紛失を防止する。

学生には、実習記録は実習中に得られた対象の情報が記述されたものであり、自己の学習のプロセスが記述された財産であるという自覚を促す。そして、学生には個人が特定できる記述を避け、紛失しないよう責任ある管理と活用を指導する。学生が紛失に気づいた場合には直ちに報告を指示し対応する。また、病棟カンファレンスで使用した資料には番号をつけて自己管理し、使用したメモ帳を含めて各実習終了時に担当教員への提出を指示する。卒業時、退学時に評価表とレポート以外を学校が回収し、守秘義務を遵守する方法で処分する。

3 実習評価

(1) 受験資格

欠席時間(特別欠席と校長が認めたものは除く。)が各授業科目の総時間数の3分の1を 超える者は、当該科目の学科試験及び実習評価を受ける資格は認められないものとする。

(2) 実習評価は評価基準を参照し5段階で評価する。総合評価は、臨床指導者と担当教員の素点を平均し、C評価以上を合格とする。

点数	評価	成績
		(Grade point)
90以上	S	4
80以上90未満	A	3
70以上80未満	В	2
60以上70未満	С	1
60未満	D	0

- (3) 実習評価は、看護教員と臨床指導者で評価する。
- (4) 実習評価の期間は、原則として2週間を目安とする。

IV 感染対策

1 健康管理

学生には健康管理の重要性を伝え、対策状況を把握し必要時指導する。実習開始前に、学生が朝測定してきた体温、下痢・嘔吐・咳などの症状の有無について学生より報告を受ける。感染状況により体調管理アプリを使用する。また、37.1℃以上時は登校せず電話が入るため、症状を確認し対応する。感染が疑われる場合には、学生に受診を促し、実習施設の担当者に連絡し対応する。

実習中の学生の体調を把握し、体調不良時には指導者・教員が協力して対応する。学生が感染症を罹患し、周りの患者や医療関係者へ感染することを防ぐため、免疫を獲得した上で講義・ 実習を開始することを原則とする。

- (1) 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎について
 - ①本校入学時に予防接種歴を報告する。
 - ②接種歴が1回の場合は、2回目を受ける。
 - ③接種を受けていない若しくは不明の場合は、抗体価測定を行うか2回のワクチンを接種する。抗体価測定をした場合は表1を参考し、ワクチンを接種する。
- (2) B型肝炎について

本校入学時に接種歴がない場合は、B型肝炎ワクチンの予防接種を推奨する。 HBs抗原・抗体については、学校が行う定期及び健康診査において調べる。

(3) インフルエンザについて

毎年、学校が指定する時期までに予防接種を受けること。

(4) 新型コロナウイルス等感染対策について 新型コロナウイルス等感染予防についてはその時の感染の状況に応じて別に示す。

(5) 出席停止について

学校保健安全法施行規則により、感染症に罹患した場合は出席停止となる。出席停止期間終了時には医師の診察を受け登校許可証明書(学生便覧別紙6)を記入してもらい提出すること。インフルエンザと新型コロナウイルス感染症に関しては、経過報告書に、必要書類を添えて提出する。

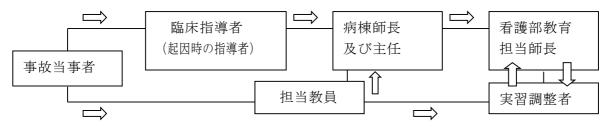
(6) 実習中の血液・体液などの暴露予防、暴露時の対応 学生にスタンダードプリコーションの徹底し、暴露時には、すぐに指導者・教員に報告し、 指示を受けるよう指導している。対応は、実習施設の暴露時の対応に準ずる。

V 実習中の物品の紛失・破損・及び事故の取扱い

実習中に物品の紛失・破損及びその他の傷害事故が生じた場合、まず「患者の安全、安楽」を第一に考え行動する。

直ちに、臨床指導者及び教員に口頭報告し、学校所定の文書にて報告書を提出する。 なお、実習施設に所定の報告書が定められている場合は、必要に応じて記入作成する。

1 報告経路



2 手続き

- 1) 事故当事者となった学生は、臨床指導者若しくは起因時の指導者に速やかに口頭報告する。
- 2) 同学生は、担当教員に口頭報告する。
- 3) 同学生は、事故報告書を作成し、担当教員に提出する。
- 3 基本的対策

紛失、破損物品については、原則当事者又は学校が弁償する。

- 4 事後処理
 - 1) 臨床指導者及び担当教員の指導を受け事後処理を行う。
 - 2) 担当教員は、当該学生に対して再び事故が発生しないよう指導する。
- ※感染性疾患に対する「針刺し事故」・「汚染」等については以下のように対処する。

学生本人の場合 ①当該学生が臨床指導者・担当教員に報告する。

- ②当該学生は、内科受診し、指示に基づき治療する。
- ③担当教員は、校長に報告するとともに、保健委員(教員)を通じて学校 管理医師に報告、相談する。
- ④治療費用は、本人負担とする。(但し、保険適用される場合もある。)

第三者の場合

- ①当該学生が、臨床指導者・担当教員に報告する。
- ②担当教員は、必要に応じて病院医師と相談し、措置する。
- ③担当教員は、校長に報告する。
- ④費用は、原則学校側が負担する。(ただし、保険適用される場合もある。)
- ※学生・教員は、自身のケガと第3者に対する個人賠償責任への補償のある保険に加入している。

VI 災害発生時や発生の恐れがある場合の対応

静岡市立清水看護専門学校防災指針に準じて、対応する。

教員は実習施設と調整をとり、実習開始・中止など学生に指示する。

1 静岡市立清水看護専門学校防災指針

この指針は、各種気象情報、南海トラフ地震情報など自然災害の発生や発生の恐れがある場合において、学生と職員がそれぞれの状況下において適切な行動を取り、身体の安全を確保することを目的とする。

事前の危機管理が、その後の対応のすべてにつながることを意識し、いつ起こるか分からない災害に備えていく。

I 事前危機管理

- 1 体制の整備と備蓄
- (1) 連絡網の作成

年度初めに、安否確認の為の居住地と連絡先を個別カードに記入し、長期休業前に確認する。変更が生じた場合は、速やかに学年担当教員に報告する。

(2) 避難場所の確認

住んでいる地域の避難場所を確認する。

居住地から学校または実習場所までの経路における避難場所等を確認する。

実習中の避難場所を確認する。

広域避難地: 地震後に発生する火災から避難者の生命を保護するための広い空間 (例:大規模な公園、スポーツ広場など)

一次避難地:不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間(例: 公園、校庭など)

避難所(各区):災害により居住場所を確保できなくなった人を受け入れる施設(建物) (例: 体育館、公民館など)

(3) 備品・備蓄について

ヘルメットは、各学年教室に保管している。災害時には必ず使用して避難する。 非常食は、入学時に一括購入する。未使用の場合は、卒業時に持ち帰る。

2 点検

- (1) 学校内の備品等で落下・転倒の危険を発見した場合は、速やかに教職員に報告する。
- (2) 火器等の使用前・使用後には必ず点検を行う。
- 3 防災訓練
- (1) 防災訓練は、静岡市立清水看護専門学校消防計画第23条に則り、定期的に実施する。
- (2) 校内避難経路図及び避難場所までの経路図は、学生便覧で確認する。 ※基本行動は「**落ちてこない・倒れてこない・移動してこない**」場所へ避難する。
- (3) 校内火災報知器・消火器の場所を確認する。
- (4) 臨地実習の開始前に、実習施設の避難経路・初動体制を確認する。
- (5) 災害用伝言ダイヤル利用訓練は、防災週間に行い、方法を確認する。

Ⅱ 発生時の危機管理

- 1 火災発生時の対応
- (1) 火災を発見した者は、直ちに大きな声で火災の発生を知らせるとともに、非常ベルを押す。
- (2) 消火器による初期消火活動を行う。消火活動中に危険な状況と判断した場合、安全を優先し直ちに避難経路より避難場所へ避難する。
- 2 自然災害発生時の対応

自然災害の情報は、気象情報と地震発生に分け、それぞれの内容により次のとおり分類する。 なお、地震発生時の行動等については、この指針及び清水看護専門学校消防計画による。

- (1) 気象情報は、注意報と大雨・洪水警報と暴風警報の3情報に分類する。 ※特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)は重大な災害の起こるおそれが著しく大き いため、気象情報には十分注意する。
- (2) 地震発生時については、震度の大きさ(震度4以下、5弱以上)に分類する。
- 3 学生の居所に関する事項

気象情報及び地震情報発表時等の学生の居所は、次のとおり分類する。

- ア 在宅時
- イ 在校時
- ウ 登下校時(実習時の移動を含む)
- 工 実習時
- 4 2の(1)・(2) 及び3の分類の組み合わせにより以下の行動及び対応を取る。
- (1) 気象情報別(注意報・警報・特別警報発令時)の学生・職員の対応

ア 在宅時

情	報	講義等	学生の対応	職員の対応
意。海	大 洪 強 大 洪 城 大 洪 水 大 洪 水	講義実施	気象状況を把握する。公共交通機関の運行状況を把握する。	気象状況を把握する。公共交通機関の運行状況を把握する。
警報	暴風	講義 ・ 実習 中止	午前6時の時点で、静岡市南部又は居住地に警報が発表されている場合は、午前11時まで自宅で待機する。ただし、午前11時までに警報が解除された場合は、午後の講義・実習を実施するので、安全を確認し登校する。また、静岡市南部に発表されていない場合は、欠席等の連絡を学校に入れる。 午前11時の時点で警報が引き続き発表されている場合は、原則として休校となる。 警報解除後も公共交通機関の運休が継続している場合は、講義及び実習は中止する場合もある。	警報の発表状況を確認する。 実習担当教員は、午前6時の時点で警報が発表されていたら、午前中の実習中止について実習施設に適宜連絡する。 学年担当は、非常勤講師に、事前に暴風警報発令時の対応について説明し、講義開始までに中止・実施を連絡する。 学生に対しては必要に応じてマチcomiメールで伝達する。

			・ 午前6時の時点で、静岡市南部又は居住地に	•	警報の発表状況を確認する。
			警報が発表されている場合は、午前 11 時ま	•	実習担当教員は、午前6時の時点で
			で自宅で待機する。 <u>ただし、午前 11 時まで</u>		特別警報が発表されていたら、午前
			に特別警報及び暴風警報が解除された場合		中の実習中止について実習施設に
rl.da			は、午後の講義・実習を実施するので、安全		適宜連絡する。
特	大雨	講義	を確認し登校する。また、静岡市南部に発表	•	学年担当は、非常勤講師に、事前に
別	暴風	•	されていない場合は、欠席等の連絡を学校に		特別警報発令時の対応について説
警	高潮	実習	<u>入れる。</u>		明し、講義開始までに中止・実施を
報	波浪	中止	• 午前 11 時の時点で警報が引き続き発表され		連絡する。
			ている場合は、原則として休校となる。	•	学生に対しては必要に応じてマチ
			• 警報解除後も公共交通機関の運休が継続し		comi メールで伝達する。
			ている場合は、講義及び実習は中止する場合		
			もある。		

※暴風警報や特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪)の発令が確実な場合は、既に発令されたものとして行動する。

イ 在校時

1	青報	講義	学生の対応	職員の対応
注意報警	大 洪 風 大 洪水	講義実施	気象情報を把握する。公共交通機関の運行状況を把握する。	気象情報を把握する。公共交通機関の運行状況を把握する。
報	暴風	講義中止	・ 速やかに帰宅する。・ 公共交通機関の運休等で自宅に戻れない場合は、学校もしくは安全な場所で待機する。	・ 学生に講義中止を連絡する。・ 非常勤講師に講義の中止を連絡する。
特	大雨	講義	・ 速やかに帰宅する。	・ 学生に講義中止を連絡する。
別	暴風	•	・ 公共交通機関の運休等で自宅に戻れない場	• 非常勤講師に講義の中止を連絡す
警	高潮	実習	合は、学校もしくは安全な場所で待機する。	る。
報	波浪	中止		

ウ 登下校時 (実習時の移動を含む)

	情報		学生の対応	職員の対応
登校時	注意報響報	大雨 洪水 強風 大雨 洪水	気象情報を把握する。公共交通機関の遅延等がある場合は学校に 連絡する。	気象情報を把握する。公共交通機関の運行状況を把握する。学生からの連絡を記録する。
H-41	干以	暴風	・ 静岡市南部又は居住地に警報が発令 された時は、自宅へ戻る。	・・ナエがりが産品を記録する。

	特別警報	大雨 暴風 高潮 波浪	・ 静岡市南部又は居住地に特別警報が発令された時は、自宅へ戻る。	
1	注意報	大雨 洪水 強風	 気象情報を把握する。 公共交通機関の運行状況を把握する。 速やかに自宅に戻る。	
下校校	警報	大雨 洪水 暴風	・ 速やかに自宅に戻る。・ 公共交通機関等の運休などで自宅に戻れない場合は、安全な場所で待機する。	気象情報を把握する。公共交通機関の運行状況を把握する。
時	特別警報	大 暴 高潮 波浪	・ 速やかに自宅に戻る。・ 公共交通機関等の運休などで自宅に戻れない場合は、安全な場所で待機する。	ଏ :

工 実習時

	情報	実習	学生の対応	職員の対応
注意報警	大雨 洪水 強風 大雨 洪水	実習実施	• 実習指導者・実習担当教師の指示に従う。	気象情報を把握する。公共交通機関の運行状況を把握する。
報	暴風	実習中止	実習指導者・実習担当教師の指示に従う。公共交通機関等の運休などで自宅に戻れない場合は、安全な場所で待機する。	実習担当教師は実習先と協議を行い、協議内容を学校へ伝え、学生に帰宅を指示する。
特別警報	大雨 暴風 高潮 波浪	実習中止	実習指導者・実習担当教師の指示に従う。公共交通機関等の運休などで自宅に戻れない場合は、安全な場所で待機する。	• 実習担当教師は実習先と協議を行い、協議内容を学校へ伝え、学生に帰宅を指示する。

(2) 地震発生時の学生・職員の対応 ※ 清水看護専門学校消防計画第20条により行動する。

ア 在宅時

情報	講義	学生の対応	職員の対応
震度	-46.34.	・ 地震情報を把握する。	・ 地震情報を把握する。
4	講義	・ 公共交通機関の運行状況を把握する。	• 公共交通機関の運行状況を把握する。
以下	実施	• 登校可能で公共交通機関の遅延等があ	• 学生に講義の有無について連絡する。
*		る場合は学校に連絡する。	• 学生からの連絡を記録する。
震度	講義実	• 安否を学校に連絡する。	・ 状況により非常勤講師に講義実施又は
5弱	施又は	(震度 5 弱以上)	中止の連絡をする。

以上	中止	※第1次配備要員配備	(震度 5 弱)
		第2次配備要員配備	(震度 5 強)

イ 在校時

情報	講義	学生の対応	職員の対応
震度	講義	地震発生時は、自ら身を守る。講義中: 机の下に避難する。	
4 以下	実施	演習中:落下物のない所で身を守る。	
震度 5 弱 以上	講義実 施又は 中止	実習中:実習指導者の指示に従い、 安全な場所に避難する。 ・ 揺れが収まったことを確認し、ヘルメットを着用して避難経路を使って学校東側庭園に避難する。 ・ 職員の指示に従い行動する。 ・ 津波警報が発令された場合、速やかに「学校東側庭園」に避難する。 ・ 津波警報が解除され、二次避難の必要な場合、清水日本平運動公園に移動する。	 ・ 地震情報を把握する。 ・ 公共交通機関の運行状況を把握する。 ・ 状況により非常勤講師に講義実施又は中止の連絡をする。 ※第1次配備要員配備(震度5弱)第2次配備要員配備(震度5強)

ウ 登下校時 (実習時の移動を含む)

情報		学生の対応	職員の対応
 登 校	震度 4以下 震度	自ら身を守る。地震情報を把握する。安否を学校に連絡する。(震度5弱以上)	・ 地震情報を把握する。・ 公共交通機関の運行状況を把握する。
時	5弱 以上	・ 登校可能で公共交通機関の遅延等がある場合は学校に連絡する。	• 学生からの連絡を記録する。
下	震度	自ら身を守る。地震情報を把握する。速やかに自宅へ戻る。	• 地震情報を把握する。
校	震度 5弱	公共交通機関の運行状況を把握する。公共交通機関等の運休などで自宅に戻れない場合、避難場所に避難する。	・ 公共交通機関の運行状況を把握する。・ 学生の避難状況を記録する。
時	以上	安否を学校に連絡する。(震度5弱以上)	

工 実習時

情報	実習	学生の対応	職員の対応
震度		• 自ら身を守る。	いまはおりを担けてする
4	実習	・ 実習指導者及び実習担当教員の指示に	地震情報の把握をする。公共交通機関の運気機関を表現する。
以下	継続	従う。	公共交通機関の運行状況を把握する。 実習担当教員は、実習先と協議を行い、
震度	又は	• 公共交通機関等の運行停止などで自宅	協議内容を学校に伝え、学生に指示す
5弱	中止	に戻れない場合は、避難場所に避難す	の成り存在子供に囚え、子上に指示する。
以上		る。	`•

- Ⅲ 南海トラフ地震に関する情報(臨時)発表時の学生・職員の対応 以下の情報区分により対応する。
 - A: 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかど うか調査を開始又は継続している場合
 - B: 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対 的に高まったと評価された場合
 - ※ 調査開始・継続の際(A)は学校運営を継続するが、地震発生の可能性が高まったと評価された際(B)は学校運営を中止する。(清水看護専門学校消防計画第19条)

ア 在宅時

情報	講義等	学生の対応	職員の対応
A	講義・ 実習継続	・ 南海トラフ地震情報を把握する。	・ 南海トラフ地震情報を把握する。・ 情報 B となった場合の準備をする。
В	講義 ・ 実習 中止	・ 南海トラフ地震情報を把握する。・ 公共交通機関の運行状況を把握する。・ 指示があるまで自宅で待機する。	 ・ 南海トラフ地震情報を把握する。 ・ 公共交通機関の運行状況を把握する。 ・ 学生に自宅待機を連絡する。 ・ 非常勤講師に講義中止を連絡する。 ・ 実習先に実習中止を連絡する。

イ 在校時

情報	講 義	学生の対応	職員の対応
A	講義・ 実習継続	・ 南海トラフ地震情報を把握する。	・ 南海トラフ地震情報を把握する。・ 情報 B となった場合の準備をする。
В	講義 ・ 実習 中止	 ・ 南海トラフ地震情報を把握する。 ・ 直ちに帰宅する。 ・ 公共交通機関の運行状況を把握する。 ・ 公共交通機関等の運行停止などで自宅に戻れない場合は、避難場所に避難する。 	・ 南海トラフ地震情報を把握する。・ 公共交通機関の運行状況を把握する。・ 学生に帰宅を指示する。・ 非常勤講師に講義中止を連絡する。・ 学生の避難状況を記録する。

ウ 登下校時(実習時の移動を含む)

情報		学生の対応	職員の対応
	A	・ 南海トラフ地震情報を把握する。	・ 南海トラフ地震情報を把握する。・ 情報 B となった場合の準備をする。
登 校 時	В	 ・ 南海トラフ地震情報を把握する。 ・ 公共交通機関の運行状況を把握する。 ・ 速やかに自宅へ戻る。 ・ 公共交通機関等の運行停止などで自宅に戻れない場合は、近隣の避難場所に避難する。 	・ 南海トラフ地震情報を把握する。・ 公共交通機関の運行状況を把握する。
	A	・ 南海トラフ地震情報を把握する。	南海トラフ地震情報を把握する。情報 B となった場合の準備をする。
下校時	В	 ・ 南海トラフ地震情報を把握する。 ・ 公共交通機関の運行状況を把握する。 ・ 速やかに自宅へ戻る。 ・ 公共交通機関等の運行停止などで自宅に戻れない場合は、近隣の避難場所に避難する。 	・ 南海トラフ地震情報を把握する。・ 公共交通機関の運行状況を把握する。・ 学生の避難状況を記録する。

工 実習時

情報	実習	学生の対応	職員の対応
Λ	実習	南海トラフ地震情報を把握する。	・ 南海トラフ地震情報を把握する。
A	継続	・ 用荷ドノノ地展用報を記控する。	情報Bとなった場合の準備をする。
		・ 実習を終了し直ちに帰宅する。	• 南海トラフ地震情報を把握する。
В	実習	• 公共交通機関等の運行停止などで自宅	• 実習担当教員は実習先に実習中止を
D	中止	に戻れない場合は、近隣の避難場所に避	連絡し、学生に帰宅を指示する。
		難する。	• 学生の避難状況を記録する。

災害用伝言ダイヤル「171」について

災害時の安否確認の連絡では、電話回線が混雑した場合は「災害用伝言ダイヤル」を利用してください。学校は、この「伝言ダイヤル」により学生の安否確認等をします。(平常時にダイヤルしてもつながりません。)

①伝言の録音方法

「171」にダイヤルする。 \rightarrow ガイダンス 録音の場合1を選択 \rightarrow 自宅の電話番号を市外局番から ダイヤルする。ガイダンス \rightarrow 録音する(30 秒以内)

②伝言の再生方法

「171」にダイヤルする→ガイダンス 再生の場合2を選択→自宅の電話番号を市外局番から ダイヤルする。ガイダンス→再生する。 ※携帯電話からもかけられます。

附則

この指針は、平成26年 8月 1日より施行する。

この指針は、平成29年 4月 1日より施行する。

この指針は、平成30年 4月 1日より施行する。

この指針は、令和2年 10月 1日より施行する。

気象情報・南海トラフ地震の情報に関する資料

1 気象情報(注意報・警報)

① 注意報・警報は、情報ごとに(大雨、洪水など)各自治体ごとの基準が定められており、気象台がそれぞれの自治体基準に従い、各自治体ごと注意報・警報を発表する。

特別警報は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合にその旨を示して行う警報である。地震・火山・津波の特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来通りの名称で発表する。大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味である。

- ② テレビ等では、中部南、中部北という表現で発表される場合があるが、例えば中部南に大雨警報が 出た場合、中部南に属する全ての自治体が警報基準を越えているかは不明である。 気象台からの発表をテレビ局が加工し発表していることが多い。(気象台に確認)
- ③ JR 各線の運行は、JR が定めた各線の基準点の雨量・風速を基に決定される。
- 2 南海トラフ地震に関する情報
 - ① 南海トラフ地震に関連する情報 南海トラフ全域を対象に、地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもの
 - ② 南海トラフ地震に関する情報の種類及び発表条件

ア 南海トラフ地震臨時情報

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連する かどうか調査を開始又は継続している場合
- ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
- イ 南海トラフ地震関連解説情報
 - ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の推移等を発表する場合
 - ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 (ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)
- ③ 南海トラフ地震臨時情報に対するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件	
調査中	臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合	
	・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生	
	・ひずみ計で南海トラフ地震との関連の検討が必要であると認められる変化を観測	
	・南海トラフ地震との関連の検討が必要であると認められる現象を観測	
巨大地震	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地	
警戒	震が発生したと評価した場合	
巨大地震	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評	
注意	価した場合	
	・想定震源内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと	
	評価した場合	
調査終了	(巨大地震警戒) (巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	